

10月19日号

毎月5日・20日発行

(※休日等により変更する場合があります)

ハローワーク三次

〒728-0013
三次市十日市東3-4-6
TEL 0824-62-8609
FAX 0824-62-1859

ニューライフ New Life

次回の情報誌は、**11月5日(月)** 発行予定

- ◆ この情報は、10月1日～10月15日までに申込まれた求人を記載しております。
- ◆ 内容が変更された求人や、すでに採用決定等で取り消された求人もありますので、ご了承ください。
- ◆ 詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方はハローワークの紹介窓口へお問い合わせください。
- ◆ 年齢指針を適用して年齢制限を設けている求人もありますが、個々の能力・経験・技能等によって応募可能の場合もありますので窓口にご相談ください。
- ◆ 面接には安定所の紹介状を持参ください。

ニューライフ配布場所 ・ハローワーク玄関前 ・三次市・支所の窓口 ・CCプラザ受付 ・サングリーン受付 ・JR三次駅 ・アシスタlab. みよしまちづくりセンター内	**コンピューターで求人検索が出来ます** ・求人検索が出来るコンピューター（求人情報提供端末機）を設置しています。是非ご利用ください ・全国全ての求人を検索することができます。 ・求人票や求人情報一覧表の印刷が出来ます。 ・この求人情報誌に記載されている求人番号を入力して詳しい内容を見ることが出来ます。	 ハローワーク インターネットサービス インターネットでハローワークの求人情報を提供しています。 アドレス https://www.hellowork.go.jp/
--	--	--

◇ 就職支援セミナーのご案内 ◇

ハローワーク三次では、現在求職活動をされてる方の再就職を支援するため「就職支援セミナー」を開催しております。

- ◆ 場所 ハローワーク三次2F会議室
- ◆ 申込手続 事前申込みは不要です。当日直接会場へお越しください。
- ◆ 参加対象 求職者の方（どなたでも参加できます）
- ◆ 日時

10月24日(水)	10:00～11:30	Bコース	11月21日(水)	10:00～11:30	Aコース
11月 7日(水)	9:30～11:30	Cコース	12月 5日(水)	10:00～11:30	Bコース

- A 「求職活動スタートコース」
・労働市場の現状
・求職活動の心構え
・職務経験の棚卸と自己分析
・早期再就職のためのポイント

- B 「応募書類作成コース」
・履歴書の書き方
・職務経歴書の書き方
・応募の際の添え状の書き方

- C 「面接対策・実践コース」
・面接の準備とマナー
・模擬面接（ロールプレイング）
・面接実技指導など

【事前申込不要・受講無料】

* * 手話協力員による相談日のお知らせ * *

ハローワーク三次では、毎月第3月曜日に手話を必要とする方の職業相談を手話協力員が行っています。
お気軽にご相談ください。

次回相談日は **11月19日(月) 9:30～11:30**

日程が変更となる場合があります。
ご利用の際は、ハローワーク三次までお問い合わせください。

最低賃金について

広島県最低賃金は、平成30年10月1日から
時間額 844円 です

- 最低賃金に算入しない賃金
1) 精皆勤手当、家族手当、通勤手当
2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
3) 臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金

- 雇用保険を受給できない求職者の方へ -

雇用保険を受給できない求職者の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

支給額

職業訓練受講手当 月額10万円

通所手当 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

支給要件 （以下の全てを満たす方が対象となります）

- ① 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でない方
 - ② 本人収入が月8万円以下（※1）
 - ③ 世帯全体の収入が月25万円以下（※1, 2）
 - ④ 世帯全体の金融資産が300万円以下（※2）
 - ⑤ 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない
 - ⑥ 全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由のある場合でも、支給単位期間（原則1ヶ月）ごとに8割以上の出席率がある）
 - ⑦ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
 - ⑧ 過去3年以内に、偽りその他不正行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- （※1）ここでいう「収入」とは、税引前の給与などの他、年金その他全般の収入を指します。
(一部算定対象外の収入もあります。)
- （※2）ここでいう「世帯」とは、本人の他、同居又は生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- ※ 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受けることが必要です。
- ※ 過去にこの給付金を支給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過していることが必要です（連続受講の場合を除く）。

ご注意ください！ 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）したり（やむを得ない理由を除く）ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、給付金が不支給になるばかりでなく、これを繰返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令が行われることがあります。

最低賃金改正のお知らせ

広島県最低賃金は、平成30年10月1日から

時間額 **844 円** です

最低賃金に算入しない賃金

- 1) 精勤手当、家族手当、通勤手当
- 2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- 3) 臨時に支払われる賃金及び1ヶ月をこえる期間ごとに、支払われる賃金

働くことへの不安を取り除き、就職しよう！

15歳から39歳の若者を対象にした
就職に向けたスキルアップ相談会のご案内

参加費無料

日時：10月24日（水）・11月14日（水） 午後1時～午後4時

*相談会は、毎月第2・4水曜日に開催予定です。

場所：ハローワーク三次 2F会議室

内容：キャリアコンサルタントが、仕事や進路、対人関係への不安で悩みを持っていたり、
仕事に就けずにいる15歳から39歳の方のご相談に乗りります。自分に合った就職活動の方法や仕事などを見つけましょう。

問合せ先

ひろしま北部若者サポートステーション

電話：082-516-6557